

平成 22 年度合法木材供給事業者認定団体研修

平成 22 年 8 月 19 日

(財)林業経済研究所

荒谷明日兎

## 合法木材供給システムモニタリングの進め方について

### ( 1 ) 平成 21 年度調査結果の概要

合法木材供給事業者モニタリング調査

合法木材供給事業者認定団体アンケート調査

合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査

### ( 2 ) 平成 22 年度におけるモニタリングの進め方

調査実施主体

調査の種類と調査内容・予定

調査項目 ( 案 )

## (1) 平成 21 年度調査結果概要

### 平成 21 年合法木材供給事業者モニタリング調査結果概要

#### 1. 調査対象事業者

総数 135 事業者（素材生産業 22、素材流通業 12、製材業 47、合板製造業 4、その他製造業 26、木材製品流通業 17 件、その他 7 件）

#### 2. 合法木材の調達・供給状況

##### (1) 調達方針

「全量合法木材」54%、「できる限り合法木材」34% > 88%

##### (2) 調達結果

「100%合法木材」41%、「80~99%」29% > 「80~100%」70%

調達方針と対比すると、特に「全量」「100%」の間に大きな乖離  
> 合法木材の市場流通量の少なさ、需要・供給のミスマッチ

##### (3) 調達先の認定状況

「すべて合法木材供給事業者」52%、「一部は合法木材供給事業者でない」32%、  
> 84%

##### (4) 合法性確認方法で取扱量の多いパターン

「団体認定」64%、「森林認証制度」7%、「自己宣言」8%、「その他」7%

##### (5) 供給方針

「全量が合法木材」58%

このうち、「証明書添付」32%、「全量は合法木材として販売しない」16%、

「合法木材としては販売していない」10%

> 「全量は合法木材として販売しない」、「合法木材としては販売していない」場合、CoC 連鎖が断絶される。

「証明書添付」の必要性、合法木材全体の需要拡大の必要性。

#### 3. 認定手続きのための認定要件、申請内容の実施状況

##### (1) 分別管理の場所の確保と利用

「手続き通りに確保・利用」59%、「確保されているが利用なし」19%、

「全量合法木材で問題ない」10%、「他の方法で対処」14%、

> + =78% 但し、利用されていないところに問題。

(2) 分別管理方針書

「定められ、徹底」70%、「定められているが、実施に問題」31%、「ない」2%

(3) 帳票類の整備

「完備している」38%、「不備がある」19%、「[管理簿等がない]」42%、  
+ = 61% > 今後の改善が必要

(4) 証明書の管理・保管

「すべて管理され、適切」62%、「すべて管理、一部不適切」11%、  
「管理されていない」16%、「証明書の受領・発行がない」13%

(5) 証明書の発行事例

「内容は適切に記載」70%、「記載に不備」18%

(6) 責任者の選定

「選任され、適切にかかわり、研修受講」76%、「選任、但し受講なし」11%、  
「選任、但し事業に適切にかかわらない」13%  
> 本事業の責任者は、企業の経営責任者ではない。現場の管理・監督。

## 平成 21 年度合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果概要

### 1. 調査対象団体

総計 96 件（都道府県木連 39 件、森林組合 23 件、素材生産団体 7 件、その他木材  
団体 10 件、中央木材団体 17 件）

### 2. 更新規定の有無と更新結果の情報公開

「ある」83%、「ない」16%

「合法木材ナビを更新した」52%、「していない」43%

「更新の仕方がわからない」 > 全木連等へ問い合わせ、研修が必要

### 3. 合法木材ナビ上での情報公開

#### (1) 行動規範

「最新版」71%、「最新版でない」19%、「掲載なし」7%

(2) 事業者認定実施要領

「最新版」61%、「最新版でない」29%、「掲載なし」6%

(3) 認定事業者一覧

「最新版」55%、「最新版でない」36%、「掲載なし」3%

(4) 情報公開手段としての合法木材ナビ

「情報公開の場として十分」71%、「不十分」15%

(5) 合法木材ナビ上に公開する情報

「現範囲で十分」83%、「さらに必要な情報を掲載」3%

(4)(5) > 負担の回避

4. 情報公開の範囲

(1) 合法木材原料調達量の公開

「必要」17%、「あればよい」40%、「不必要」22%、

「必要」+「あればよい」= 57% (賛成)

「可能」13%、「一部事業者で可能」40%、「不可能」13%

「可能」+「一部事業者で可能」= 53%

(2) 主たる調達先の公開

「必要」11%、「あればよい」31%、「不必要」33%、

「必要」+「あればよい」= 42% (賛成)

「可能」7%、「一部事業者で可能」39%、「不可能」20%

「可能」+「一部事業者で可能」= 46% (ある程度可能)

(3) 合法証明木材製品供給量の公開

「必要」19%、「あればよい」40%、「不必要」21%、

「必要」+「あればよい」= 59% (賛成)

「可能」17%、「一部事業者で可能」39%、「不可能」15%

「可能」+「一部事業者で可能」= 56% (ある程度可能)

(4) 主たる供給先の公開

「必要」10%、「あればよい」34%、「不必要」30%、

「必要」+「あればよい」= 44% (賛成)

「可能」9%、「一部事業体で可能」33%、「不可能」22%  
「可能」+「一部事業体で可能」=42%

#### 5. 文書管理・分別管理方針の公開

「必要」27%、「あればよい」32%、「不必要」24%、  
「必要」+「あればよい」=59%（賛成）  
「可能」36%、「一部事業体で可能」25%、「不可能」15%  
「可能」+「一部事業体で可能」=61%（ある程度可能）

#### 6. 分別管理責任者の公開

「必要」31%、「あればよい」31%、「不必要」22%、  
「必要」+「あればよい」=62%（賛成）  
「可能」45%、「一部事業体で可能」23%、「不可能」11%  
「可能」+「一部事業体で可能」=68%（ある程度可能）

## 平成 21 年度合法木材事業体認定団体ヒアリング調査結果概要

### 1. 調査対象

アンケートに回答した団体のうち 15 団体

### 2. 認定手続き

すべての団体が「実施要領」に従って実施。但し、「実施要領」最新版が合法木材ナビに掲載されていないケースもある。  
申請書受領後、講習を行っている例。

### 3. 審査委員会

審査委員会はおおむね 4～5 人で構成。但し、約半数は学識経験者等の第 3 者を含めていない（ > できるだけ第 3 者を含むことが望ましい）。  
委員会開催は当初定期であったが、現在は適宜としているところが多い。  
「申請書を送付しての持ち回り審査」が 1/3 ほどあったが、委員同士の意見交換がないため、緊急を除いては対面での委員会開催が望まれる。

### 4. 未認定者に対する普及

概して、ポスター配布等にとどまり、積極的な普及は行われていない。  
研修会開催に際し未認定者も集め、普及・PRを行っている例 1/3

未認定者だけでなく建築関係、設計事務所、国・県・市に声をかけている例。

#### 5. 事業体の実施状況の把握

多くの団体は取扱実績報告を年1回集計。

全木連モニタリングのほかに、独自にモニタリングを実施している例。

審査委員会が数事業体を対象に、現地調査を行っている例。

林野庁ガイドラインに加え、独自に「補足」を制定し、判断基準を策定している例。

#### 6. 事業体への普及・研修

多くは1回/年、研修会を開催。

出席できなかった者を対象に、別途開催する例。

研修会に合わせて未認定事業者、関係事業者、関係機関に対する普及を行う例。

事務局から審査委員が各事業体を訪問し、現地検査を兼ねて個別研修を行う例。

森林計画制度の説明など、研修内容に工夫を凝らしている例。

反面、「他事業の事務担当者会議の際に説明する」といった例も。

#### 7. 外部からのクレーム

外部からのクレームは1例を除き、なかった。

この1例は、状況調査の上、相手側に説明を行い適切に対処。

クレーム対応ではないが、質問、照会を「照会事項ファイル」として、内容、照会者、処理（対応）を保存している例。

#### 8. 認定事業体情報の公開

すべての団体が、合法木材ナビ上で公開。

独自のHPで公開している例。

独自の機関紙・誌を利用する例。

#### 9. 国・自治体への普及活動

これらへの普及活動を行っていないところが多い。

行っても、ポスター、パンフレットの配布。

多くは「全木連のPRに期待」。

県産材認定の要件に合法性を導入するよう県に要請するとともに、「建築工事特記仕様書」に合法木材を規定するよう要請し、成功している例。

県下の市に対して、合法木材を含む県産材の利用を要請している例。

市町村の建築課、市街地整備課等の担当者へ合法木材説明会を開催している例。

## 10. 一般消費者への普及活動

1/3は「何もしていない」。

2/3は、環境、木材、住宅関連のイベントなどで、ポスター展示、パンフレット配布など。

合法木材で住宅を建てた施主を県主催「森の祭典」へ招待する例。

県産合法材住宅見学会の開催。そこでの木工教室開催と併せて啓蒙・普及の例。

「県民木材ふれあい祭り」で、合法木材コーナーを設けビデオ等で啓蒙・普及を行う例。

「地産地消の家づくり推進事業」で 200 棟分の県産・合法木材を現物助成している例。

## 11. DIY への普及

ほとんどがDIYへの普及は行っていない。

地元DIY店と提携して、合法木材コーナーを設置し、PRを行おうという例。

会員事業者の中のDIYへの納材業者を通じてPRをしようとしている例。

「DIYが認定を受けているわけなし、DIYに合法木材を消費者に届ける仕組みがあるか明確でない。ロットに合法材と明記できても、1本毎にはできない。対象事業者をDIYにも拡大するような仕組みの再考が必要ではないか」との意見も。

## 12. 建築業者への普及

ほとんどが建築業者への普及は行っていない。

ポスター、パンフレット送付の例。

研修会への招待の例。

「住宅建築協会に説明にいったが、関心がないこともあって、短時間では理解してもらえなかった」との意見も。

## 13. 事業者モニタリングの実施

全体的に妥当としている。

事業者の抽出について、全体を反映できるようにすべきとの意見。

木材関連事業者が、県産材はすべて合法木材であると考えているとの意見。

## ( 2 ) 平成 22 年度におけるモニタリングの進め方

### 調査実施主体

(財)林業経済研究所

### 調査の種類と調査方法・予定

#### ( A ) 合法木材供給事業者モニタリング調査

( 契約により調査費支払い )

- ・ 認定団体のうちから対象団体を募集
- ・ 応募団体のうちから対象団体を決定
- ・ 誘引文書および調査票発送 ( 9 月上旬 )
- ・ 契約 ( 9 月中旬 ~ 10 月上旬 )
- ・ 調査実施 ( 9 月下旬 ~ 10 月中旬 )
- ・ 締め切り ( 10 月中旬 )
- ・ 調査結果集計 ( 11 月上旬 ~ 中旬 )

#### ( B ) 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査

- ・ 全認定団体に協力を依頼
- ・ 調査票発送 ( 9 月上旬 )
- ・ 調査締め切り ( 9 月末日 )
- ・ 調査結果集計 ( 10 月上旬 ~ 中旬 )

#### ( C ) 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査

- ・ 専門委員により実施
- ・ 認定団体アンケート結果を基に対象団体 ( 15 件程度 ) を選  
定
- ・ 調査実施 ( 11 月 ~ 12 月 )

#### ( D ) 合法木材追跡調査

( 契約により調査費支払い )

- ・ 20 例程度について実施
- ・ このうち半数程度を専門委員が実施、半数程度を認定団体に委託
- ・ 具体的手法については現在検討中

## 調査項目（案）

### （A）合法木材供給事業者モニタリング調査

#### （1）合法木材原料の調達状況

調達の方針、木材の総購入量、合法木材のシェア、  
合法木材であることの確認のパターン

#### （2）合法木材の供給状況

供給方針、木材の総供給量、実態上の合法木材のシェア、  
証明書添付のシェア

#### （3）分別管理

分別管理方針書、分別管理の場所の設定と利用状況

#### （4）帳票管理

入出荷、加工、保管に関する情報の管理簿等による把握、  
関係書類の保管

#### （5）責任者の選任と活動

分別管理、帳票管理、研修等への参加

#### （6）包括的評価

合法性証明の適格性 > 調達先事業者が認定事業者  
であるかの確認を含む

#### （7）推奨すべき点、改善すべき点、その他意見

### （B）合法木材供給事業者認定団体アンケート調査

#### （1）事業者の認定

認定要件と認定実態、審査委員会の運営

#### （2）事業者の活動実態の把握

情報収集、立入検査

#### （3）事業者への指導

研修の実施状況

#### （4）情報公開の実態

合法木材ナビの活用実態

#### （5）普及活動の実態

#### （6）透明性・信頼性確保に対する意見

#### （7）その他意見